

◎具体的検討項目に追加する事項

【対応案】 A:確認のみとする事項

B:具体的検討項目に追加する事項(既に具体的検討項目としているものも含む)

C:その他

資料2
(H27.04.22)

対応(案)	番号	追加する事項	検討の内容・方向性	他市議会の事例等	備考
議会運営に関すること					
C	1	一般質問・議案質疑の発言調整について(議会運営)	現在は通告順となっている。 病院長等の出席要請や、議論の重複防止・集中審議。		
A	2	会議への携帯・スマホ・タブレット等の持ち込みについて	基準がない。持ち込み禁止に。 (スマホで何をしているのか?と疑念をいだかれたいための取組み)		
A	3	請願に対する本会議場質疑の実施	現状では委員会のみが質疑の場となっており審査の状況としては不十分である。本会議場において質疑を実施すべき。	東松山市議会等では本会議場において紹介議員への質疑を実施している。	
議会の権能強化(議会機能の強化)					
B	4	緊急時における議会の対応と政策提案のあり方	地震等災害時等、緊急時の対応のしかた。 地震等災害時等、緊急時の政策に対する提案、提言方法のあり方。・・・臨時議会、委員会等。		
	5	災害時の対応マニュアルまたはBCPの策定	災害時に議員として議会として役割を果たすための対応指針をまとめる。	浜松市など行動マニュアルを策定している。 大津市は地方議会で初めてBCPを策定した。	
	6	災害時における議会の対応のマニュアル化	災害時に議会や議員の対応をマニュアル化して具体化をする。	大津市のマニュアルを参考	

対応(案)	番号	追加する事項	検討の内容・方向性	他市議会の事例等	備考
議会の権能強化（議会機能の強化）（つづき）					
C	7	議決事件の拡大	行政に対する監視機能を強化し責任を持つために、重要な計画等を議決事件として加える。	四日市市、栗山町など（地方自治法第96条第2項の議決事項）	議会基本条例の内容を検討する際に協議する。
情報の公開と共有					
A	8	議会ごとの質問者・質問内容、並びに在職期間の通算質問回数等の公表	現状は特定の議員が質問全体の大半を行っており議会全体が活性化しているとは言い難い。一覧ですぐわかる場所に公表されるべき。	公表に市民の不利益は伴わないため他市事例は不要。	
市民参加のあり方					
B	9	市民との意見交換会	多様な市民の意見を市政に反映するために、市民（各分野）との活発な意見交換をし、積極的な市民参加を求める。	会津若松市・・・地区別、分野別に実施	具体的検討項目「政策立案」の中で検討する。
その他					
B	10	議会 I T 化の実施	タブレットの導入、ペーパーレス化の実施、出欠・資料提出・通告等の電子化について早期実現を念頭に協議する。	他市での導入事例はあるが可能であれば他市よりも進んだものに挑戦するべき。	具体的検討項目「議会資料等のペーパーレス化」の中で検討する。
	11	議会に I T の導入	タブレットの購入で、ペーパーレス化の実施	視察をおこなった鳥羽市の実情を確認	同上
A	12	政務活動費の用途制限見直し	政務活動費への法改正趣旨は主に各議員による政務活動の充実にあるにも関わらず使用用途を会派と縛っている現状は本来の法改正の趣旨を全く理解してない事と同じ状態である。 支給先は会派で問題ないが使用に関しては会派または個人と改めるべき。	支給先も含め個人としている事例は数多くある。	

対応 (案)	番号	追加する事項	検討の内容・方向性	他市議会の事例等	備考
	その他(つづき)				
A	13	管外行政視察の抜本的な見直し	現在の管外行政視察の多くは数年前の先進地事例を見に行っているに過ぎず、視察時には既に役に立たない事例が多すぎる。これから新しくできるもの新しいイノベーションを生む視察が殆どない。特に常任委員会視察は意味が大変薄く根本的な考え方を直すべき。	特になし。	

【参考】

	追加する事項	検討の内容・方向性	他市議会の事例等	
A	議員定数の検討	人口減少、社会経済情勢が変化する中で、定数28が適正か。検証の上、必要に応じ是正する。	四日市市議会 △2名	各派代表者会議での検討事項となっている。
B	議会基本条例及び議員倫理条例の早期検討	両条例の早期制定は、議会報告会でも指摘を受けており、早い段階での協議が必要では。		

◎これまで実施してきた議会改革の取り組みのうち、検証が必要な項目

対応(案)	番号	検証が必要な項目	検証が必要な理由（現状で不十分な点など）	検証の内容・方向性・見直し案等	備考
議会運営に関すること					
B	14	通年議会	周辺自治体でも実施している所がでてきているのでメリット、デメリットを再度検証してはどうか。	導入自治体の様子、成果があるののかどうか検証してみる。	具体的検討項目「議会の通年制」の中で検討する。
	15	通年議会	議長の招集権 議会（委員会）活動の自由度向上による活動	通年議会へ移行	同上
A	16	協議会の在り方	「今後は、定例会前の一回の会議において多数の案件をまとめて協議するというのではなく政策等の立案過程において十分な期間を取って適時に協議会を開催して議論を重ねるようにし、市として意思決定に努めていく。」との決定であったが全く形骸化している。	現状を確認し、見直しをするべき。	以前決定した際は、議会改革特別委員会正副委員長と当局で協議のうえ、特別委員会として確認した。
A	17	所管事務の見直し	教育民生委員会（病院、学校、環境、介護、福祉等 多い）の所管事務の見直し	環境分野を総務政策委員会の所管（案）へ	所管を変更する場合は、委員会条例の改正が必要。
A	18	議員間の自由討議	未だに当局に対して発言をする議員が後を絶たず議員間討議になっていない例が後を絶たない。	各正副委員長の役割において整理されるよう再度徹底するべき。	
B	19	予算決算委員会の委員選任について	現在実施している2グループ方式は議長監査役などの加減で都度調整も必要であり、大変不便で分かりにくい。	ドント方式を基にした旧来の方式に戻すべき。	具体的検討項目「予算・決算審査のあり方」の中で検討する。
A	20	質疑・一般質問の発言通告の在り方	導入時は議会改革特別委員会の審査もあり発言通告書にも一定の改善が見られたが流れは逆行している状況である。 未だに最初から再質問に至るまで読みあって終わっている光景を目にする。また、当局に質問作成段階からアドバイスを受けているとの指摘がある。即時是正が必要。	通告様式の提出方法について再検討が必要 再質問に関するの答弁書等配布禁止を徹底する。再質問に関するすり合わせ禁止を徹底する。質問文を当局に作成させることを禁止する。等根本的な改革が必要。	「発言通告書に記載する内容については、何を聞きたいのかが明確にわかるよう具体的に書くこと」「通告内容の趣旨を確認するのであればよいが、それ以上のことは行うべきではないということ」が確認されている。

対応(案)	番号	検証が必要な項目	検証が必要な理由（現状で不十分な点など）	検証の内容・方向性・見直し案等	備考
議会運営に関すること（つづき）					
A	21	本会議、委員会・協議会における一問一答制	質問部分がわかりにくい問いかけや質問とは言えない発言が増えており一問一答が導入された経緯からすると既に形骸化している。	再度の見直しが必要	
A	22	施策に対するチェック機能の強化	議案に対する質疑を行っている議員が少ない。	状況を整理し、課題を浮き彫りにするべき	
議会の権能強化（その他）					
B	23	事務局体制の強化充実	音声自動認識システムの導入がなされたのみで根本的な事務局機能の強化がなされていない。	過去の経過を踏まえ事務局員の増員等根本的なあり方を見直すべき。	
	24	事務局体制の強化	事務局員の専門分野での能力を十分にひき出していないので強化する	もっと予算を議会として取り組むべき。	
情報の公開と共有					
A	25	政務活動費（視察研修報告書提出のルール）の見直し	「10日以内に提出しなければならない」としたルールが守られていない	研修終了後、2週間以内に変更守らない場合の罰則の規定の設置	
議会基本条例・議員倫理条例					
B	26	議会基本条例	制定に向けた議論がなされていない	スケジュールの確認	
B	27	議員倫理条例	制定に向けた議論がなされていない	スケジュールの確認	
B	28	議会基本条例、議員倫理条例を早急に取り組む	多くの時間をかけて取り組んできたので早急に具体案を提示するべき	決定時期を決めて、各方面への対応を進める。	